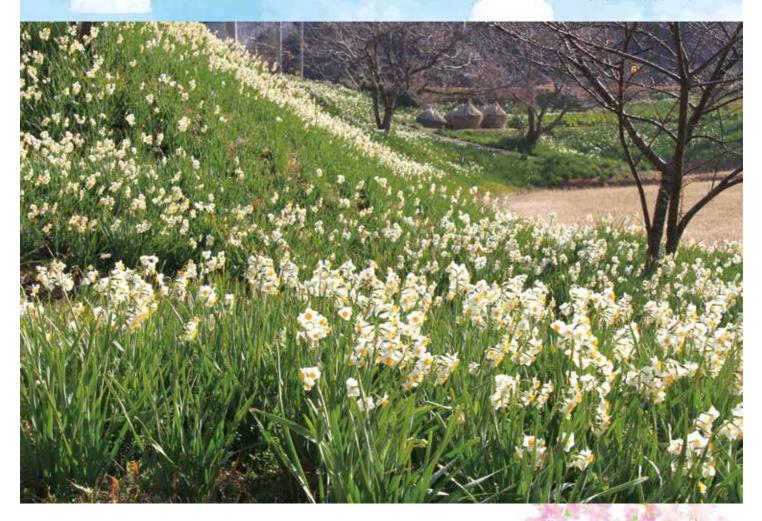
あだち

令和5年3月1日発行·通巻第344号



花香満杯

撮影者 丹羽 孝之



撮影地 鋸南町 (千葉県)

鋸南町の特産物として知られる日本水仙の歴史は古く、江戸時代の安政年間(1854~60年)には、 房州から船で江戸に出荷され武家屋敷や町屋等に「元名(もとな)の花」として売られ高貴な花と して好評を得た、との記録があります。

令和5年度 税制改正大綱

-法人会の税制改正提言-

~中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の 2年延長、インボイス制度における各種特例措置など~

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。 法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスにつ いては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法 も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外から の購入により取得して議決権の過半数を有すること になる場合まで拡大されました。従来の払込みによる 場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2)研究開発税制の見直し

-般試験研究費の額にかかる税額控除制度につ いては、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える 場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算し

12%を控除した割合に0.3/5を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業用拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含められます。 税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業と の共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委 託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3)中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は 2年間延長されます。

(4)中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランド リー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5)中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した 場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランド リー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産 マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税·贈与税関係

(1)相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与に より取得した財産に係るその年分の贈与税について は、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控 除110万円を控除できることになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算と なる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与に より取得した一定の不動産について、災害等によっ て被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算 となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分 に相当する額を控除した残額とされます。 2024年分の贈与から適用されます。

(2)生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内か ら7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から 100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。 2024年以後贈与により取得する財産から適用さ れます。

(3)教育資金贈与の見直し

3)教育資金贈与の見しし 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合 の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期 限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相 続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、 常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した 場合等において、贈与税が課されるときは、一般税 知恵用されます。③教育資金の範囲に、都道府県 知恵等から国家戦略特別区域内に所在する場合の 知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の 外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の 一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認 可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。 2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4)結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般 税率が適用されることにした上で、適用期限が2年 間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1)NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、 つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、 新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧 制度の適用となります。概要を比較すると次の通り

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税 投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。 新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に 2.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所 得税額を超える部分について、所得税を課税する制 度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申 告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額 です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額 に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で 非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分に ついては従来通りですが、株式を売却した際に20億 円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税 の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設け た形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額につ いて、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除 できる制度が創設されます。また、その株式を売却 した際に20億円まで課税されない仕組みとなりま す。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、 付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超 かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度 導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められま す。つまり、売上税額の2割だけを納税することにな

(2)**1万円未満にはインボイスを不要とする特例** 基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間 の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボ イス制度導入後6年間の課税仕入について支払対 価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で 税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場 合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022 年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上 なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組 みを創設します。2024年4月以後開始する対象会 計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024 年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税 所得については所得税を課さない取扱いが創設さ

納稅環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。① 過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿 の範囲について明確化されます。2024年1月以後 に申告期限等が到来する国税に適用されます。②ス キャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさ に関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項 の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互 関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行わ れる国税関係書類に適用されます。③電子取引につ いて、判定期間における売上高が5千万円以下であ る保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、か つ電磁的記録を行う者については、検索要件の全て を不要とします。2024年1月以後に行う電子取引に ついて適用されます。

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置とし て、2024年以降の適切な時期を施行時期として、 2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4~4.5%の付加税を課すこ ①法人祝額に対し、祝学4~4.3~2017加小ではなるととされます。ただし、課税標準となる法人祝額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方 で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、 課税期間が延長されます。③たばこ税については、 一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは… TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

足立税務署からの

4



職員採用募集 国 税

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか?

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識 を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 人即原国家公局更 MANUE BEREFE



の世里でリング書







2023 年度から新設!

各試験 区分	国税専門官 (A 区分)	国税専門官 (B 区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022 年度の実施状況
受験資格	1 1993 (平成5) 年4月2日~2002 (平成14) 年4月1 日生まれの者 2 2002 (平成14) 年4月2日以降生まれの者で次に掲げる もの イ 大学 (短期大学を除く。以下同じ。) を卒業した者及び 2024 (令和6) 年3月までに大学を卒業する見込みの者 日 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める 者		1 2023 (令和5) 年4月1日において高等 学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日 から起算して3年を経過していない者 (2020 (令和2) 年4月1日以降に卒業し た者が該当する。)及び2024 (令和6) 年 3月までに高等学校又は中等教育学校を卒 乗する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認 める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を 卒業した日又は大学院の課程等 を修了した日のうち最も占い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年3月1日(水)9時~3月20日(月)[受信有効]		令和5年6月19日(月)9時 ~6月28日(水)[受信有効]	令和4年7月25日(月)9時 ~8月15日(月)[受信有効]
1次試験	令和5年6月4日(日)		令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多數選択式) 専門試験(多數選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多股選択式) 適性試験(多股選択式) 作文試験	基础能力試験 (多肢選択式) 移験論文試験
	[專門試験] 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、軽清学、財 数学、経営学、政治学・社 会学・社会事情、英語、商 要英語 記述:憲法、民法、経済学、会計 学、社会学	[専門試験] 必須:民法・商法、会計学、 基礎数学 選択:情報数学・情報工 学、統計学、物理、 化学、経済学、英語 記述:科学技術に関連す る領域		
2次試験	令和5年6月30日(金)~7月14日(金) ※ 1次試験合格通知書で指定する日時		令和5年10月11日 (水) ~10月20日(金) ※ 1次試験合格通知曹で指定する日時	令和4年 11 月5日 (土)、6日 (日)、12日(土)又は13日(日) で指定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				令和4年12月上旬又は中旬で報 定する1日
				総合評価直接試験
合格発表	令和5年8月15	日 (火)	令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、2022年度の実施状況を記載しています。 2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

事業者のみなさま、知っていますか?

消費税 インボイス制度

インボイスを交付するためにはインボイス発行 事業者の登録申請が必要です!









都税だより

~転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の 納税通知書送付先を変更される方へ~

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の・ 送付先変更手続はお済みですか?

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、 23 区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。 登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に ご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。



東京共同電子申請・

O 上記手続は、23 区内の固定資産税及び都市計画税 (土地・家屋) の納税通知書送付先住所を変更するための

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。 〈変更できないもの(例)〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせ ください。

5

シリーズ 第5回

支部長 馬場 多津雄 さん

東和1~5丁目、東綾瀬1~3丁目、

第1支部

支部長 近藤 俊彦さん

千住1~5丁目、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町

Q. まずは簡単に自己紹介をお願い致します。

A. 第1支部長及び副会長を仰せつかっております近藤です。法人会に加入し てから40数年青年部会から始まり、現在に至っております。仕事は旧日光街 道沿い千住四丁目並びに五丁目で葬儀屋を営ませて頂いております。

Q. 1支部の特徴は何でしょうか。

A. 江戸時代からの宿場街ですので、昔は旧家のおおだなの方々が多かった のですが、時代の変遷と共にその傾向が薄らぎ、統一性がなくなったと云う か、自由奔放になったと云うか、他の支部との格差が見受けられなくなりま した。



Q. 支部活動の思い出を教えてください。

A. 20年程前迄は、鶴の一声で町会長なり街のお偉いさんの声がけで会員に強制的に入会頂けたので、 ここ10数年の勧誘が考えられませんでした。故に他支部の会員増強のご尽力には頭の下がる思いです。

Q. 支部活動もしくは法人会全体的な活動において今後やりたいことなどはありますか。

A. 時代の流れと共に、会員の方々の要望も日々刻々と変化しています。皆様のニーズにあった動き をする為にも、役員の為の会ではなく、会員の為の法人会とする事を望みます。法人会は東商でも口 ータリーでもライオンズクラブでもありません。それぞれの団体と手を携えながらも、法人会として 独自の運営をしていく事を望みます。何故なら、法人会は税を学び考える団体ですから!

Q. 最後に皆様にメッセージをお願いします。

A. 本部、支部、委員会何のつながりでも結構です。先ずは催しに参加して、そして多くの仲間、 取引先、友人を作ってください。さらに自然と会合に行きたくなるような会に育てる努力を我々は、 していく事を誓います。

● 第10支部

支部長 荒井 正行さん

南花畑1~5丁目、花畑1~8丁目



- Q. まずは簡単に自己紹介をお願い致します。
- A. 株式会社荒井商店の荒井正行と申します。仕事の内容は緩衝材の加工販
- 売(発注、PE、PP、プチプチ)の代表取締役として経営に携わっています。
- ※ PE:発泡ポリエチレン
 - PP:発泡ポリプロピレン⇒緩衝材の種類のこと
- Q. 10支部の特徴は何でしょうか。
- A. 和やかな雰囲気の支部です。
- Q. 支部活動の思い出を教えてください。
- A. 11支部との役員会、バス研修見学会、税務研修会を合同で開催でき、

仲間が増えていった事です!

- Q. 支部活動もしくは法人会全体的な活動において今後やりたいことなどはありますか。
- A. 個別の支部活動が難しい現状を見ていると、支部編成の見直しを考えるのが良いのかと思い ます。
- Q. 最後に皆様にメッセージをお願いします。

A. 公益社団足立法人会をもっとうまく活用しながら自社の発展に繋げていって欲しいと思 います。



→ 第7支部

A. 株式会社馬場瓦店で代表取締役をさせていただいて おります馬場多津雄と申します。私で4代目となるので すが、おかげさまで創業から103年を迎えることができま した。103年間この足立区東和の土地で瓦屋として営んで ますが、瓦の需要低下により製造は廃止し、現在は瓦工 事をメインに仕事をさせていただいております。



Q. この東和の土地は瓦造りに 適しているのでしょうか。

A. 中川、荒川の扇状地のため 荒木田土ですね。私の親に聞い た話ですが、戦後間もなくアメ

リカ軍の兵舎の屋根に瓦が必要ということで、この土地で造った瓦を牛車で 四谷まで運び使用した実績もあります。

※荒木田土:河川敷などの下層でみられる粘土質の土のこと(コトバンクより引用)

Q. お仕事において、大切にしていること、心掛けていることは何でしょうか。

A. 好きでこの仕事をしていることもあり、常に学ぶ姿勢を持つことを心掛けております。趣味の面 もありますが、京都・奈良などの神社仏閣に行き瓦葺きを見て回り、自分の見聞を深めてました。

Q. 瓦を使用するメリット、魅力は何でしょうか。

A. 最大のメリットは耐久性にあるかと思います。よく耐久年数 について聞かれますが、奈良県にある興福寺は1300年、京都の 東、西、本願寺は250年とずっと同じ瓦を使ってます。今の住宅 の屋根とは比べ物にならない耐久性が分かりますよね(笑)

魅力としては、瓦には美しさがあると感じます。瓦の「線」は何 とも言えない美を感じますね。瓦を真っ直ぐ配置しても実際には



金箔を使用し製造した瓦

そう見えない所が魅力の1つですので皆さまも神社やお寺に行った際はぜひ見てみてください。 Q. プライベートについてお聞きしますが、趣味は何ですか。

A. 観光と今はやってないですが18歳~40歳ぐらいまで映画(ドラマ)制作をしてました。

学校の演劇の先生と知り合って、そこの学生さ んに役者として出てもらいました。演劇の学生 さんということもあり、基礎がしっかりできて 足立法人会YouTubeチャンネルにて ましたので非常に撮りやすかったですね。あと 私が作った作品が新聞に2、3回取り上げられた

馬場支部長へのインタビューの内容 (どんなドラマか気になる方は)を 配信しています。 こちらのQRコードからご覧ください。



ことやラジオ番組の取材が来たこともありましたね(笑)

Q. 7支部の特徴は何でしょうか。

加入率が低い点が残念です。ここ数年はコロナで活動がかなり制限されておりますが、支部会員同 士の繋がりはかなり深いと思います。

- Q. 支部活動もしくは法人会全体的な活動において今後やりたいことなどはありますか。
- A. コロナが終息してからの話にはなってしまいますが、会員に還元できる行事をしたいと思います。
- Q. 最後に皆様にメッセージをお願いします。
- A. 13支部長の菊地様も仰ってましたが、会社設立=法人会に入会するという流れが出来ればと思います。

令和4年11月28日(月) 14時~15時40分 株式会社 馬場瓦店にて 事務局員 越後 競

古今亭駿菊の

最終回



~春を迎え、生活も大きく転換していきます~

10年に一度の寒気が日本中を襲った1月、 行動制限が解かれ5月以降にマスクなしの日常 がかえってくると報じられた2月を超えて、 気持ちを切り替え新しい秩序の準備をする3月 がやって来ました。日本では旧暦3月を弥生と 呼び、年度替わりの時期でもあり、卒業、送別、 人事異動、春休み、新生活で何かと忙しい時期 でもあります。

~不条理こそが人を育てる?~

社会人としてスタートする若者にとっては、 まだ知らぬ世界への第一歩を迎える時期で、 今までの道理が通らない事に不条理を感じる 人もいるのではないでしょうか。とかく世の中 に不条理は蔓延しており、令和5年にスタート したNHK大河ドラマ「どうする家康」でも、 様々な不条理が徳川家康の行先に待ち構えて います。織田信長には正室と長男を自死に追い 込まれ、豊臣秀吉には領地替えで当時未開の地 であった江戸に転地を強要されます。どちらも 拒めば大きな争いが起きた事でしょう。時の権 力者から見れば、無理を強いて反応を見ようと いう思いもあったのではないかと思われますが、 徳川家康は文句一つ言わずそれを受け入れ家名 を存続させていきます。

心理学的にみると、耐え難い苦難を強いられ た時にどの様に心の中を整理していくかが大事 なんだと聞いた事がありました。大きく反発を すれば、どうみても軋轢を生み出し、揉め事を 回避することは出来ないところを、耐え難き苦 難を不条理と思ってしまう事が、実はポジティ ブな回避のやり方であるという事を知ってか知 らずか徳川家康は実践して時代を切り拓いた事 は間違いありません。

ちょっと硬い話になりましたが、この不条理 が笑いに変換される瞬間があるという事が 今回のテーマとなっています。

~落語の中の不条理の代表、二話~

実は落語にとっても不条理な演題が二つあり まして、今より情報の少ない時代にその落語を 聴いた観客はどれほどの驚きを持ってどう受け 入れたのか、どう笑ったのか想像するだけで何 か心踊る気持ちを抑える事が出来ません。

それを代表する落語が「粗忽長屋」と「あた ま山」の二席です。「粗忽長屋」はタイトルに 粗忽とある様にそそっかしい男の物語で、これ でもかというぐらいに物事を言い間違え、聞き 間違え、勘違いをするというこんな物語です。

~落語「粗忽長屋」~

浅草の観音様辺りを通りかかった八五郎が人 だかりに出くわす。分け入って話を聞いてみる と行き倒れだという。どこの誰かもわからない ので通行人に順番に顔を見せていた。自分も見 てみると、どこか知り合いの熊五郎に似ている と言い出した。知ってるなら身内に知らせてく れと言われると、今から本人をここに連れてく ると言い自分の長屋に戻ってしまう。長屋に戻 って熊に浅草の観音様の近くで死んでいた事を 告げると、「そんな心持ちはしない」と言われ るが、「お前はそそっかしいから気が付かない だけだ」と言って、熊を連れて浅草まで死体を 引き取りに連れ出します。浅草に着いて死体を 見た熊が「間違いなく自分だ」と言い出し、引 き取ろうと運び出すが皆に止められる。最後に 熊が自分の死体を抱きながら「どうにもわから なくなった」と言い出すと、八五郎が「何がわか らないんだ」と聞くと「抱いてる俺は確かに俺 だが、抱かれている俺ははいったい誰なんだ」

とサゲがつきます。

なんとも荒唐無稽で不条理な物語ですが、 これを話術で聞き手に疑問を抱かせない様に 持っていく技術の求められる落語です。それと もう一つの不条理な落語がこれからの季節に ぴったりな「あたま山」という噺です。

~落語「あたま山」~

ケチで不精なある男が、立派に実ったさくら んぼを見つけて種ごとたらふく食べてしまいま す。しばらくすると、自分の頭の頂点に異変を 感じ、何かと思ったら木の芽が生えてきました。 それを放っておくといずれその芽は、どんどん 伸びて大きな桜の木になってしまいます。これ に気づいた近所の人達はその桜の木の根元に登 って花見をし始めます。その木を「あたま山」 と名付けると、花見の客はどんどん増えて賑や かになるばかり。面倒くさくなりましたこの男 は、自分の頭の木を抜いてしまいますが、不精 者でそのままにしていたら、木を抜いた頭の穴 に水が溜まりだします。今度は近所の人たちが そこに船を浮かべて、釣りや船遊びに興じる様 になり、騒ぎは収まりません。思い悩んだこの 男、最後には自分の頭の池に身を投げて死んで しまいました。

この噺は人の語りで聴くよりも、文字で見た 方が理解がしやすいという難解な噺で、今は ほとんどやり手のない落語となりましたが、 2002年に短編映画化され、第75回アカデミー でノミネートされた他、世界の23の映画賞で

ELEONA STEELE

受賞や入賞を果たしました。日本の生んだ不条 理な物語が世界中で注目されたのでした。落語 には著作権がないので、この先にも埋もれた落 語が違う表現手段で利目される事もあるのかも 知れないですね。夢のある出来事でした。

~御礼にかえて~

平成29年11月から33回にわたって連載させ ていただきました「らくご旬聴く咄」でしたが 今回の掲載をもって卒業させていただく事にな りました。平成から令和へと年号が替わり、コ ロナウィスルの蔓延で社会活動にも支障をきた す時期を乗り越え、いよいよ5月8日からは新 しい秩序の中、日本がアフターコロナの時代を 歩むちょうど転換期となりました。私自身もこ こから落語に腰を据えて取り掛かるいい時期だ ったので、この間に貯めた経験を落語に活かし て、自身の『芸』の仕上げに掛かろうと思って おります。

今年は4月に九州へ、夏には東北へと笑いを 届ける旅を再開する予定です。

長きに渡り私の駄文にお付き合いいただきま した足立法人会会員の皆様、そしてこの連載に 際しお手伝い、アドバイスいただきましたスタ ッフの皆様にも改めて御礼申し上げます。

またどこかの落語会でお会いしましょう。

日時: 3月15日(水)19時開演

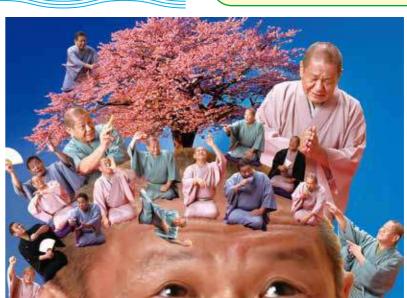
場所:浜作もんじゃ会館

料金: 前売1,200円 当日1,500円 当冊子をご持参の方は1,200円でご入場

いただけます。

あ ŧ

花見客でごった返すという奇云桜の木が生えてきて、サクランボを種ごと食べたら、 という奇天烈な噺 頭 から



お半 おいあ たりしが)ましょう! がとうございます。

のいろいろな所作をコラージュ

説明会・研修会等ご案内

〈月例研修会〉◎法人税を学ぶセミナー

開催日	時 間	会 場	テーマ
令和5年3月7日(火	10:00~12:00		法人税の計算
令和5年3月8日冰	13:30~15:30	足立法人会館	別表作成②
令和5年4月6日休	10:00~12:00	3階会議室	インボイス制度
令和5年4月7日金	13:30~15:30		これから始まる インボイス制度について

月例研修会参加費無料(初回のみ、テキスト代として会員2,000円、一般参加者3,000円の負担あり)

〈決算法人説明会〉◎決算を前にした会社のために

1	開催日	時 間	会 場	対 象
	令和5年3月16日休	13:30~15:30	シアター1010アトリエ	3月決算法人
	令和5年4月19日(水		足立法人会館3階会議室	4月決算法人

〈新設法人説明会〉◎新しく会社を設立した方は

開催日	時 間	会 場	対 象
令和5年4月21日金	$13:30\sim16:00$	足立法人会館3階会議室	新設法人

※足立法人会館 3階会議室 住所:足立区千住中居町25-7 TEL.03-3881-0326※シアター1010アトリエ 住所:足立区千住3-92代まりディス I 翻 IUF TEL.03-5244-1010

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止となる場合がございます。 中止の場合にはホームページ上でご案内しますので、ご確認をお願いいたします。 来年度もインボイス制度説明会を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生委員会

チャリティ募金を足立区へ寄贈

昨年11月9日に行われた第41回チャリティゴルフ大会において参加者からお預かりしたチャリティ募金81,000円を1月25日新年賀詞交歓会の席上、足立区教育委員会の大山日出夫教育長へ育英資金として手渡されました。



右 山田厚生委員長から、左 大山教育長へ寄贈



チャリティゴルフは会員相互の親睦だけでな く、寄附による地域貢献活動も大きな目的とな っております。

皆様のご協力を感謝申し上げるとともに、 次回開催時にも多くのご参加をいただけますよ うよろしくお願いいたします。

(厚生委員長 山田昌三)



『5類になったら自律せよ』

~Dr.クラとIさんの健康小話~

葛飾健診センター長

吉原 一郎 先生

Iさん: わ~い、5月にコロナの分類が変わりますね~

我慢していた飲み会もできるし、旅行行って食べ歩きしようっと。

Dr.クラ: 良いことばっかりではないよ。自由と引き換えに自分自身でコロナ感染症に責任を

持ってくださいという意味があるんだよ。

I さん: どきっ(汗)

Dr.クラ: 例えば当面ワクチン費用は国費としても、治療費など国負担から自己負担に移行

していくだろう。

Iさん: タダから有料は嫌な気持ちですね。

Dr.クラ: ウイルスが5月8日から優しくなるわけではないし、第9波以降の流行の波は必ず

来るよ。マスクは自分が感染しないためでなく誰かを感染させないためにするものと考えて高齢者のいるところ、密接、密集、密閉など状況に応じて『自分でつける、

つけない』の判断をする必要がある。

Iさん: なんか大変そう(汗)

Dr.クラ: 職場でも人によっては隣の人がマスクしていないので気になって仕事に集中できな

いって悩みがでてくるかもしれないよ。換気と距離と消毒が感染対策のポイントだから会社としては社員の座席配置、換気などの作業環境について今まで以上に注意

をはらっていかないとね。会社も個人も**自律型の感染対策**が求められるんだ。

Iさん: むしろ大変そう(汗)

Dr.クラ: Iさんはずっと好きなようにやってきたからある意味自律型だね。

Iさん: 絶対ほめられてませんよね(涙)

法人会会報の折込チラシ制度で あなたの会社をPRしてみませんか?

〈会報誌「あだち」(奇数月発行)への折込チラシ封入〉

★ 発行部数

3.000 部

* 広告サイス

A4 統一

★ 会員価格

1枚 20.000 円(税別)

(非会員価格 2枚目以降 1枚 30.000 円(税別)) 1枚 10.000 円(税別)

★ 配布地域

足立税務署管内の法人会会員企業(一部管外地域を含む

※ 折込チラシの内容については申し込み前に確認をさせていただきます



(ご依頼からの流れ)

- 1 お見積書・広告折込依頼書をお送いいたします
- 2. 広告折込依頼書に記入してお申込みください
- 3. 依頼書受付後、配布地域別件敬表をお送りいたします
- 4. 配布地域別件数表の通り、封筒に入れて仕分けをお願いします
- 5. 発行員の前月15日までに納品をお願いします
- 6. 会報発送完了後、ご請求申し上げます

[問い合わせ先]公益社団法人 足立法人会 事務局 TEL:03-3881-0326

10

足立法人会

『総 評』



協力した

次回も奮ってご参加下さ 広報委員会・選者で厳選した結果、 手間かかり

誰が得する

手間はかかっても、必ず納税者が相応の得するようになっている?制度導入では、納税者が得するのでなければ意味がないでしょう。

の導入の説明が簡単で難しくな簡単に理解できれば、制度の利点 (ムハ)

ないことが大事です。最初点が鮮明になるはずです。 最初が肝心。です。そのため

は、導入のロ **^という句です。|**入の目的が何か。 是非、%。納稅 当局にわかりやすくお願いです者への利点が何かが明解になれ (節税者) 。ば

分かりやすい (怒り新党)

仕組みと手続きが必須条件です。反対に説明には十分時間をかけて。税の仕組みは難しいものというのが一般です。分かり易く、簡単な

投句先

日

金

まで

それが分れば、最初は手数でも、後は事務が簡略化されます。制度の目的を簡単に言えば、こういう事なのです。預り金とは何か? の (イルカ)

足立区千住中居町二十五ーと足立区千住中居町二十五ーとお寄せください。

川柳係へ -三五四〇 -三五四〇

電子申告で 効率UP!

00

F 電 A X 話 電足立区千

適格な

る

の会在、1 〈選者・コメ 秋庭 戦 後 18 年間、 隆(あきば・ 東海道ネッ ンテ 足立区に居住。 ター たかし) . ワ 紹介〉 。ク

顧問

(藤沢市在住)

マ

納税にはダイレクト納付が 便利です! 所得税及び復興特別所得税 の申告をすると e-Taxを利用して電子申告等をし た後に、届出をした預貯金口座か こんなメリットが! ら、簡単な操作で即時又は期日を 添付書類の 還付が 指定して納付することができます。 提出省略 スピーディー ※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度 / 法人会 ご利用に際し条件、注意事 項があります。詳レくはホー ムページでご確認ください。 www.e-tax.nta.go.jp



国税電子申告・納税システム

「e-Tax」なら

国税に関する

申請・届出などの 手続がインターネット

申告や納税、

で行えます。

E 3



厳しい寒さが少しずつ和らいでくる季節になりました。 公私ともに色々なことが、電子化の方向に向かっています。 今月号の川柳のお題は"インボイス、難しいお題でしたね。 電子機器に負けずに、次回のお題今日から頭をひねって、皆様の 楽しい投稿をお待ちしています。

(岩村広報委員)

公益社団法人 足立法人会報 第282号 (通巻344) 令和5年3月1日発行 発行所 公益社団法人 足立法人会 足立区千住中居町25-7 電話 (3881) 0326 メールアドレス koueki@adachi-houjinkai.or.jp

編集人 広報委員会

3月のテーマ「インボイス」に多数のお申し込み有り難うございました。 以下の5作品に決まりました。 (知らんけど)

一号のテ

クオカー を差し上げます。 句掲載の方には $\overline{}$ 〇〇〇 門

*

(Xで投句、二句まで) 分

三月三十